

議案第一号

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和三十一年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号を次のように改める。

二 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の人事に関する事（任免に関するもの、職員の人事及び給与の基本方針に関するもの並びに賞罰に関するものを除く。）。

第三条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の臨時及び非常勤の職員の人事に関する事（賞罰に関するものを除く。）。

第四条第一項中「前条第二号に掲げるもの及び」を「前条第二号及び第三号に掲げるもの並びに」に、「前条第三号」を「前条第四号」に改め、「教育委員会」の下に「の会議」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十六年二月六日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

県の教育に関する事務をより円滑かつ適切に処理するため、教育委員会事務局等の職員の任免に関する事務を教育委員会が自ら管理し、及び執行することとする必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の
一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

県の教育に関する事務をより円滑かつ適切に処理するため、教育委員会事務局等の職員の任免に関する事務を教育委員会が自ら管理し、及び執行することとする必要がある。

2 改正内容

- (1) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）の任免に関する事務は、教育委員会が自ら管理し、及び執行することとする。（第3条関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(教育長の専決処理) 第三条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。)の人事に関する事(任免に関するもの、職員の人事及び給与の基本方針に関するもの並びに賞罰に関するものを除く。)</p> <p>三 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の臨時及び非常勤の職員の人事に関する事(賞罰に関するものを除く。)</p> <p>四 七 略</p> <p>(教育長の専決処分) 第四条 法第二十六条第二項第三号、第四号及び第六号に規定する事務(前条第二号及び第三号に掲げるもの並びに賞罰に関するものを除く。)並びに第一条第一号から第六号まで及び第九号に規定する事項(前条第四号に掲げるものを除く。)について、緊急を要し、教育委員会の会議を開くいとまがないと認められるときは、教育長が臨時に代理して、当該事項を処理することができる。</p> <p>2 略</p> | <p>(教育長の専決処理) 第三条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 本庁、教育事務所、弘田柵跡調査事務所及び学校以外の教育機関の職員(教育長、教育次長、参事、本庁の課長、所長及び館長を除く。)並びに教職員(校長を除く。)の任免その他の人事に関する事(人事及び給与の基本方針に関するもの並びに賞罰に関するものを除く。)</p> <p>三 六 略</p> <p>(教育長の専決処分) 第四条 法第二十六条第二項第三号、第四号及び第六号に規定する事務(前条第二号に掲げるもの及び賞罰に関するものを除く。)並びに第一条第一号から第六号まで及び第九号に規定する事項(前条第三号に掲げるものを除く。)について、緊急を要し、教育委員会を を開くいとまがないと認められるときは、教育長が臨時に代理して、当該事項を処理することができる。</p> <p>2 略</p> |